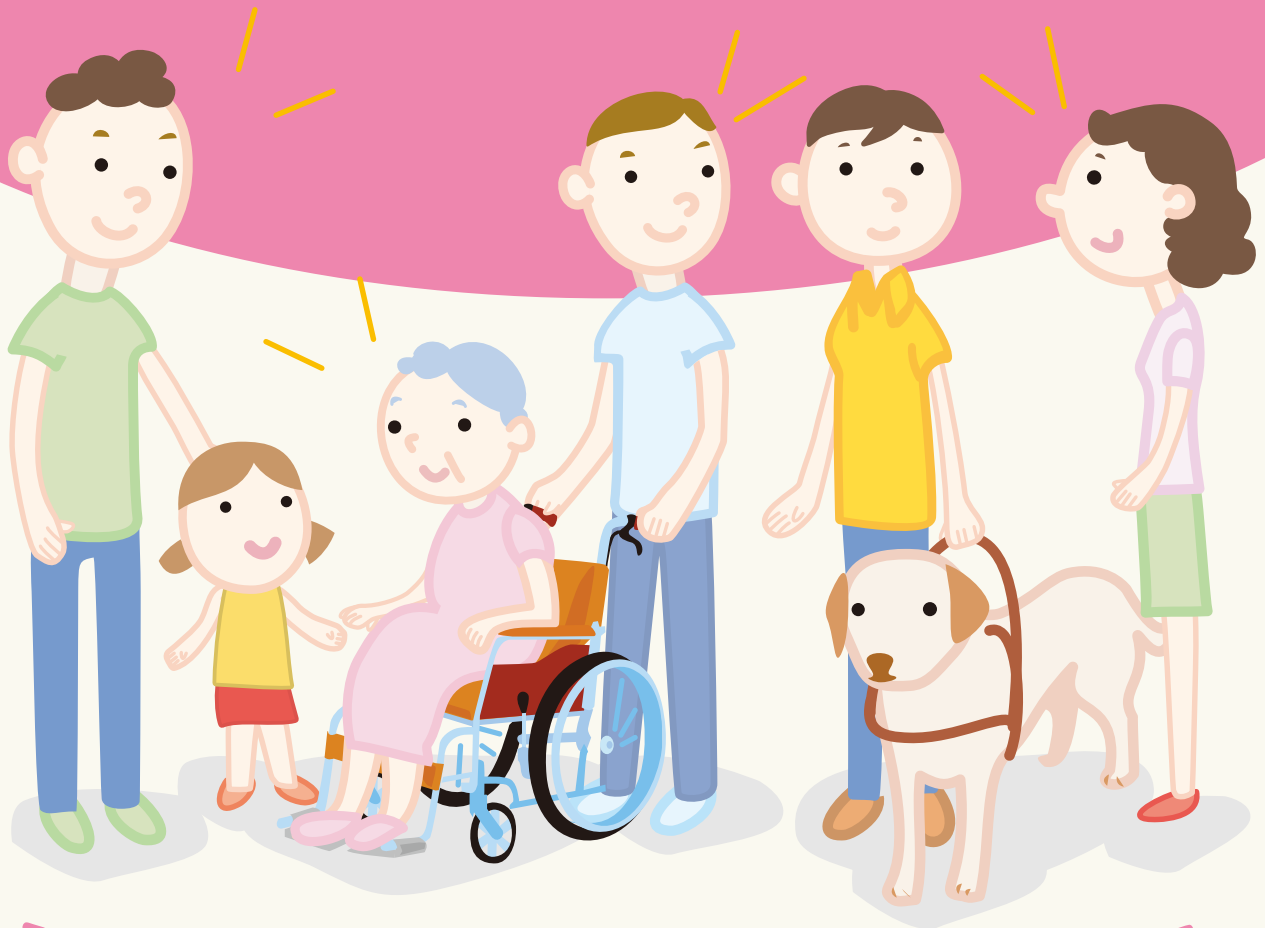


# 障害のある人もない人も 共に生きる熊本づくり条例



みんなが笑顔で暮らせる社会の実現のために

障害のある人が、障害のない人と同様に日常生活を送り、社会に参加できるように、障害を理由とした不利益な取り扱いを受けない、安心して暮らすことができる地域づくりを進める必要があります。

この条例は、障害のある人に対する県民の理解を深め、障害のある人の権利を擁護する取り組みを推進することにより、全ての県民が互いに支え合い、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会(共に生きる熊本)の実現を目指し、平成24年4月1日に全面施行しました。

障害のある人が差別を受けたり、暮らしにくさを感じたりしないよう、皆さんで共に支え合い、助け合う地域社会を築いていきましょう。

# 重要な4つのポイント

この条例には、障がいのある人への理解を深め、その権利を擁護するために重要な4つのポイントがあります。



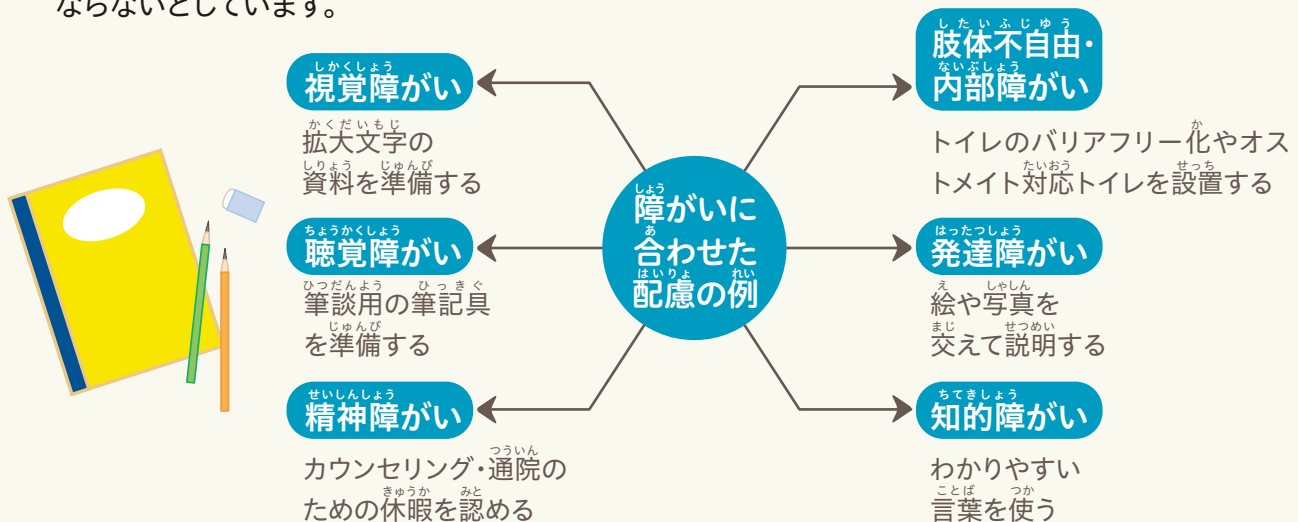
## 1 不利益取扱いの禁止

障がいのある人に対して「不利益取扱い」となる行為を、日常生活、社会生活における8つの分野について具体的に掲げ、「してはならない」として禁止しています。



## 2 社会的障壁の除去のための合理的な配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活において受けている制限や制約(社会的障壁)をなくすための必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」といいます。)が、負担が重すぎることとならない範囲で、県民の皆さんによって行われなければならないとしています。

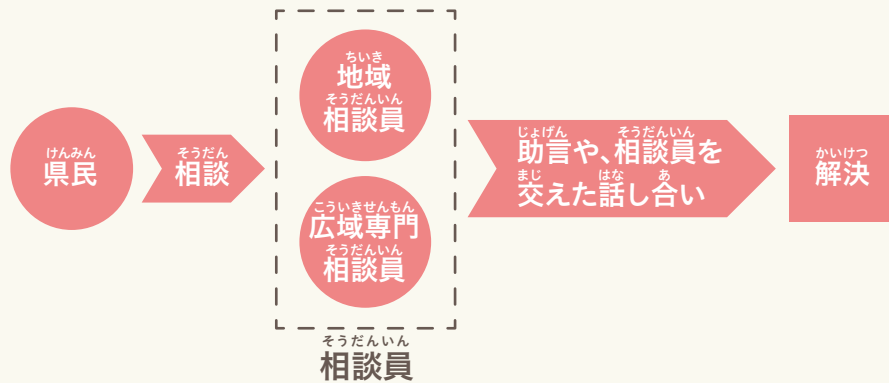


### 3 相談体制及び個別事案解決の仕組み

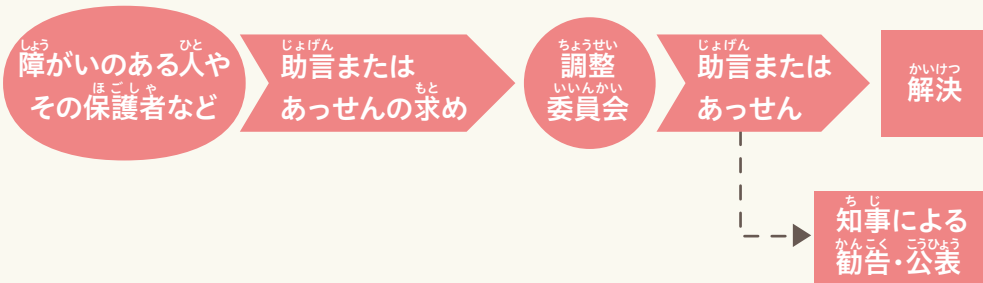
「不利益取扱い」や「合理的配慮」、虐待についての相談体制、「不利益取扱い」についての個別事案解決の仕組みを設け、県に設置される委員会や相談員が、第三者的な立場で当事者の方々とともに問題の解決を図ります。



#### 相談員による解決(不利益取扱い・合理的配慮・虐待に関する相談)

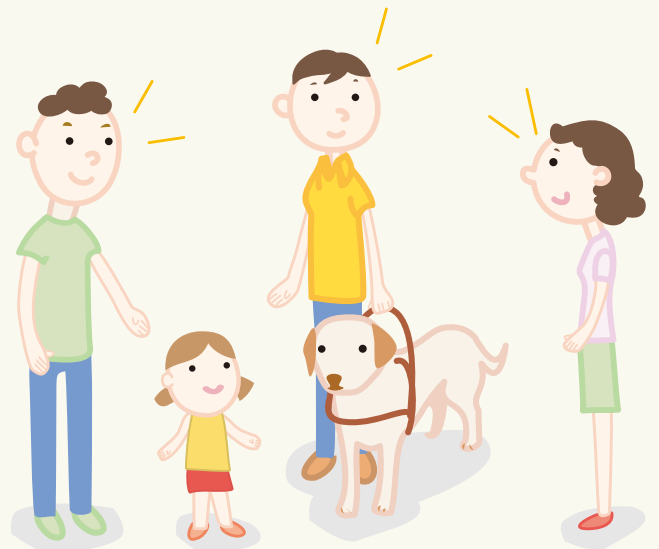


#### 相談員による解決が困難な場合(不利益取扱いに関する事案)



### 4 県民の理解の促進

障がいのある人に対する差別や暮らしにくさは、障がいのある人に対する誤解や偏見、無理解によって起こっています。そうした誤解や偏見をなくし、障がいのある人に対する県民の皆さんの理解を深めるため、これまで以上に啓発活動を進め、障がいのある人とない人との交流の機会をつくるなどの取り組みを進めていきます。



# 参考1 「不利益取扱い」の禁止について(条例第8条関係) . . . . .

## 福祉サービス

### ■ 障がい者に社会福祉法に規定する福祉サービスを提供する場合

- 障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒んだり、制限したり、これに条件を付けるなど不利益な取り扱いをすること。
- ※ 障がい者の生命や身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合などの合理的な理由がある場合を除きます。

### ■ 障がい者に障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを提供する場合

- 障がいを理由として、障がい者の意に反して障害者支援施設などへの入所を強制したり、共同生活介護や共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。
- ※ 障害者自立支援法に規定する相談支援が行われた場合などの合理的な理由がある場合を除きます。

## 医療

### ■ 障がい者に医療を提供する場合

- 障がいを理由として、医療の提供を拒んだり、制限したり、これに条件を付けるなど不利益な取り扱いをすること。
- ※ 障がい者の生命や身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合などの合理的な理由がある場合を除きます。
- 障がいを理由として、障がい者が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制したり、隔離すること。
- ※ 法令に特別の定めがある場合を除きます。

## 商品販売・サービス提供

### ■ 障がい者に商品を販売したり、サービスを提供する場合

- 障がいを理由として、商品の販売やサービスの提供を拒んだり、制限したり、これらに条件を付けるなど不利益な取り扱いをすること。
- ※ その障がいの特性により他のものに対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合などの合理的な理由がある場合を除きます。

## 労働者の雇用

### ■ 労働者の募集や採用を行う場合

- 障がいを理由として、募集や採用を行わなかったり、制限したり、これらに条件を付けるなど不利益な取り扱いをすること。
- ※ 従事させようとする業務を障がい者が適切に遂行することができないと認められる場合などの合理的な理由がある場合を除きます。

### ■ 障がい者を雇用する場合

- 障がいを理由として、賃金や労働時間などの労働条件・配置(業務の配分や権限の付与を含む)・昇進・降格・教育訓練・福利厚生について不利益な取り扱いをしたり、解雇すること。
- ※ 業務を適切に遂行することができないと認められる場合などの合理的な理由がある場合を除きます。



# 参考2 「合理的配慮」の例 . . . . .

## 視覚障がい

- 会議などにおいて、要望に応じて、点字や拡大文字、テキストデータの資料を用意する。
- 「こちら、あちら、これ、それ」などの指示語ではなく、「30cm右」など具体的に説明する。

## 精神障がい

- 出勤時間を遅らせるなどの勤務時間の調整を行う。
- カウンセリングや通院のための休暇を認める。

## 聴覚障がい

- 問い合わせ先に電話番号のほか、ファクシミリの番号やメールアドレスを記載する。
- 会議などにおいて、要望に応じて、手話通訳や要約筆記を配置する。
- お互いが可能なコミュニケーションの方法を確認する。
- 筆談を必要とする方のために、筆記用具やメモ用紙、筆談ボードなどを配備する。

## 肢体不自由・内部障がい

- 廊下などの歩行空間には、通行に支障をきたす物を置かないようにする。
- 建物の段差を解消するためスロープを設置する。
- 本人の意向を確認してから、必要な誘導介助を行う。
- トイレをバリアフリー化することや、オストメイト対応トイレを設置する。
- 車椅子で利用しやすい高さの机を用意する。

## きょういく 教育

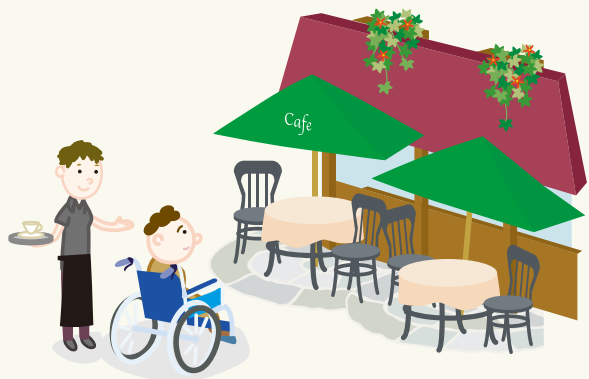
### ■障がい者に教育を行う場合

- 障がい者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導や支援を講じないこと。
- 障がい者やその保護者への意見聴取や必要な説明を行わないで、就学させるべき学校を指定すること。

## たてものとう こうきょうこうつうきかん りよう 建物等・公共交通機関の利用

### ■障がい者が不特定かつ多数の者の利用に供されている建物などの施設や公共交通機関を利用する場合

- 障がいを理由として、建物などの施設や公共交通機関の利用を拒んだり、制限したり、これに条件を付けるなど不利益な取り扱いをすること。
- ※建物などの施設や公共交通機関の車両・自動車・船舶・航空機の構造上やむを得ないと認められる場合、障がい者の生命や身体の保護のためやむを得ないと認められる場合などの合理的な理由がある場合を除きます。



## はったつしょう 発達障がい

- 抽象的な表現は用いず、具体的に説明する。
- 言葉だけではなく、絵や写真を使って指示する。

## ちてきしょう 知的障がい

- 資料に写真やふりがなを入れたり、平易な言葉で具体的に表現したりする。
- ゆっくり、わかりやすく、丁寧に説明する。

## ふどうさん とりひき 不動産の取引

### ■不動産取引を行う場合

- 障がい者や障がい者と同居する者に対して、障がいを理由として、不動産の売却や賃貸・賃借権の譲渡・賃借物の転賃を拒んだり、制限したり、これらに条件を付けるなど不利益な取り扱いをすること。
- ※建物の構造上やむを得ないと認められる場合などの合理的な理由がある場合を除きます。

## じょうほう ていきょう 情報の提供など

### ■障がい者から情報の提供を求められた場合

- 情報の提供を拒んだり、制限したり、これに条件を付けるなど不利益な取り扱いをすること。
- ※当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合などの合理的な理由がある場合を除きます。

### ■障がい者が意思を表示する場合

- 障がいを理由として、意思の表示を受けることを拒んだり、これに条件を付けるなど不利益な取り扱いをすること。
- ※障がい者が選択した意思表示の方法によっては障がい者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合などの合理的な理由がある場合を除きます。



じょうれい ぜんぶん くまもとけん かくにん  
条例の全文は熊本県のホームページで確認できます。

障がい 熊本づくり

検索



条例に関する

**Q1** この条例で禁止されている「不利益取扱い」とはどのような行為ですか。

日常生活や社会生活において、障がいのある人の権利が制限されることの無いように、医療や雇用、教育などの8つの場面の13項目にわたって、県民の皆さんが何をしてはならないのかを示しています。(具体例は中面参考1の表を参照ください。)

**Q2** 「合理的配慮」とはどのようなことをいうのですか。

「合理的配慮」とは、障がいのある人が日常生活や社会生活で受けている制限や制約をなくすために必要な改善や変更を、その周りにいる人が行うことです。(具体例は中面参考2の表を参照ください。)

実際にどのような「合理的配慮」が求められるかは、障がいのある人の障がいの程度や、配慮を求められる側の負担能力や経営状況などによって異なります。配慮を求められる側の過度な負担とならない範囲で、それぞれのケースに応じて判断されることになります。

**Q3** この条例で対象となる「障害者」を教えてください。

身体障がい、知的障がい、精神障がいに限らず、発達障がい、高次脳機能障がい、難病や慢性疾患などによる障がいといった「心身の機能の障害」を「障害」としています。

この「障害」がある人で、「障害」と「社会的障壁」とによって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けておられる方を「障害者」としています。

**Q4** 規定に違反した場合どのようなになりますか。罰則があるのですか。

罰則はありません。「不利益取扱い」にあたる行為があった場合は、障がいのある人とならない人の間に新たな軋轢が生まれたりしないよう、この条例では罰則を設けず、第三者の立場の相談員を交えた話し合いや、調整委員会の助言、あっせんに基づく当事者による自主的な解決を図ることとしています。

また、「合理的配慮」についても相談に応じることとしており、できることから一歩ずつ、課題の解決を図っていくこととしています。

**Q5** どこに相談すればよいのですか。

県では、専門職員である「広域専門相談員」、地域の身近な相談役である「地域相談員」を配置します。

これらの相談員は、中立かつ公正な立場で、必要な事実確認を行いながら、相談の内容によっては当事者それぞれの意見を十分お聴きし、問題解決のための助言をしながら解決策を検討します。

なお、広域専門相談員への相談は、下記の専用連絡先へご連絡ください。

**Q6** 相談員に相談しても解決しない場合はどうするのですか。

「不利益取扱い」に関して、相談員による解決が困難な場合は、障がいのある人などからの求めにより、「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」が調整する仕組みとしています。

調整委員会は、相談のあった事案について専門的見地から中立かつ公正な判断を行うことができるよう、障がいのある人、福祉・教育・雇用・医療の分野の有識者、学識経験者による15名の委員で構成されます。

調整委員会では、当事者それぞれの意見を十分聴きながら、助言やあっせん案の提示を行います。

条例についてのお問い合わせは  
**熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局 障がい者支援課**

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1  
TEL/096-333-2236 FAX/096-383-1739

広域専門相談員 専用連絡先

TEL/096-333-2244  
MAIL/tokuteisodan@pref.kumamoto.lg.jp